

畑作等緊急構造改革対策（新規）

【4, 500百万円】

対策のポイント

砂糖、でん粉等について、原料作物生産者及び製品製造事業者が行う環境対応、コスト削減等の取組を支援することにより、畑作等の構造改革を推進する。

（環境対応・コスト削減の取組の例）

- ・ 新規作物の導入や休閒緑肥の導入等による低投入・持続型農業の確立
- ・ てん菜の直播栽培の推進
- ・ さとうきび等の作業受委託の推進による農作業の効率化
- ・ さとうきび害虫の総合的な防除技術の導入
- ・ 国内産糖・いもでん粉工場における食品の安全性の向上や環境対応を図るための施設・機械の導入、環境に配慮した排水処理体制の整備

政策目標

国産農畜産物の産地競争力の強化、環境と調和のとれた持続的な生産・製造体制への転換

<内容>

1. 畑作地帯における低投入・持続型農業の推進

- ① 新規作物や休閒緑肥の導入、たいきゅう肥等の未利用資源の活用を組み合わせた低投入・持続型農業の確立に取り組む農業者団体等に対して、必要な経費の一部を助成する。
- ② てん菜の直播栽培等の低コスト化技術の導入に意欲的に取り組む農業者に対して、必要な機械購入経費等の一部を助成する。

2. さとうきび等における低コスト化等の推進

- ① 担い手等に22年産さとうきび・でん粉原料用かんしょの基幹作業（収穫作業等）を委託した生産者に対して委託料の一部を助成する。
- ② ハリガネムシ、アオドウガネなどのさとうきび害虫の防除に、地域として取り組む場合、これに必要な資機材費の一部を助成する。
- ③ 黒糖の判別手法やトレーサビリティの確立、国産黒糖を利用した新製品開発への支援等により国産黒糖のブランド力強化、差別化を支援する。

3. 産地製造事業における食品安全対応・環境対応の推進

- ① 製品の品質向上のための衛生管理施設の整備に対し助成を行う。
- ② 異臭発生防止のための排水処理施設の整備に対し助成を行う。
- ③ 物流体制の効率化のためのフレコン施設等の整備に対し助成を行う。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：農業者団体、民間団体等

[担当課：生産局生産流通振興課（03-3501-3814（直））]

製糖施設緊急整備対策事業（新規）

【1,580百万円】

対策のポイント

沖縄県の製糖事業者に対し、製造コストの低減、品質の向上、衛生管理の徹底に資する施設整備などを支援します。

政策目標

離島地域農業の振興及び地域活性化を図るため、製糖工場の経営力強化を推進します。

<内容>

経営の体質強化を図る沖縄県内の甘しや糖工場について、老朽化した製造設備の更新等を支援し、甘しや糖工場の近代化を支援します。

1. 製造コストの低減を図る施設の整備

高効率ボイラー、高効率効用缶等を導入することで、先進的な製糖方式への転換を図ります。

2. 品質の向上を図る設備の導入

夾雑物除去装置、金属検出器等を導入することで、高品質製品の製造を推進します。

3. 衛生管理の徹底等に資する設備の導入

生菌測定装置、製品包装ラインの自動化等の設備を導入することで、安全性の高い製品の製造を推進します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：製糖事業者、地方公共団体

[担当課：生産局生産流通振興課（03-3501-3814（直））]

青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業（新規）

【2, 164百万円】

対策のポイント

超長期鮮度保持技術を活用した青果物の安定的・計画的な出荷を実証する取組を支援します。

また、流通コスト低減を図るため、移動式真空予冷装置の導入による周年供給に対応した施設の効率的稼働体制やハブ・スポーク流通体制を実証する取組を支援します。

「超長期鮮度保持技術」とは、

・高度な温度管理等により、青果物の鮮度を損なうことなく長期間の保存を可能にする技術。

「移動式真空予冷装置」とは、

・真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能にした装置で、季節に合わせて必要な産地に移動して使用する。

「ハブ・スポーク流通」とは、

・拠点（ハブ）となる施設から、各拠点（スポーク）に路線を展開し、拠点施設からの大量輸送を可能とした流通形態であり、従来の産地と実需者の1対1の流通に比べ輸送効率が向上する。

政策目標

青果物の需要に応じた出荷量の調整、流通コストの低減。

<内容>

1. 青果物の超長期鮮度保持による出荷安定の実証

生産者団体等が超長期鮮度保持技術を活用した青果物の安定的・計画的な出荷・供給の取組を実証する場合に必要な経費について支援します。

2. 青果物の新流通システム構築の実証

生産者団体等が個別に集出荷施設や予冷施設を有してきた従来の流通体制から、ハブ・スポーク流通や産地間リレー出荷体制の構築を図るため、低コスト流通システムの実証とともに、既存集出荷施設の再編や能力向上、移動式真空予冷装置の整備等について支援します。

補助率：1/2以内、定額
事業実施主体：生産者団体等

[担当課：生産局生産流通振興課（03-6744-2113（直））]

野菜・果樹産業等構造回復緊急支援事業（新規）

【3,300百万円】

※うち追加財政措置額940百万円

対策のポイント

果実等園芸作物価格の低迷状況を打破するため、野菜・果樹産地等に対し、品質向上、作業労力軽減、省資源化に資する技術導入を推進します。また、原料調達困難、果汁在庫過剰等により果実の需給調整機能を低下させている果実加工業に対し、販路の確保、コスト低減等を通じ、経営安定・需要安定化を図ります。

（野菜・花きをめぐる情勢）

- ・野菜の栽培面積は、近年、減少傾向（平成12年48.8万ha→平成19年44.0万ha）
- ・花きの栽培面積は、近年、減少傾向（平成12年2.45万ha→平成19年2.15万ha）
- ・切花、鉢物については、昨年秋以降の景気の悪化により、前年より10%～20%程度低い卸売価格

（果樹をめぐる情勢）

- ・栽培面積は減少傾向（平成2年35万ha→平成19年27万ha）
- ・りんご、かき、なし及びももについては、総出荷量が多いことに加え、市場への出荷が一時期に集中したこと等から、前年より10%～25%程度低い卸売価格

政策目標

【産地の競争力強化】

品質向上、作業労力軽減、省資源化に資する技術導入の推進

【果実単価の向上】

隔年結果の是正、高品質化により単価0.5%アップ

<内容>

1. 野菜・花きの省力生産を可能とするための技術・資機材の導入

産地の競争力強化を図るため策定・変更した「産地強化計画」等に記載された取組に要する資機材導入費用等を定額助成します。

導入資機材の例：防虫ネット、誘蛾灯（省電力のもの）、蜜源植物種子、訪花昆虫増殖装置、ミツバチ自動給餌装置、省電力電灯（補光・開花調整用）等

野菜・花き産地高度化緊急支援事業

2百万円×470地区＝940百万円

補助率：定額（2百万円）

事業実施主体：農業者団体等

2. 国産果実を原料とした加工品の安定した供給体制の確立

加工用果実生産者、加工品製造業者が行う原料の安定供給体制の構築、コストの低減及び販路の確保に向けた取組を推進します。

具体的には、加工用果実の長期契約を行った場合に、以下の取組等に対して助成します。

- ①加工用果実生産者に対する長期契約出荷促進費の交付
- ②表年・裏年を見通した原料供給構造の調査・分析及び産地指導

③果実製品の需要調査・分析を踏まえた販売戦略の構築、販促活動の実施 等

〔国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業(既造成資金活用)
9百万円×55地区=492百万円(助成枠)
補助率：定額(長期契約数量×3円/kg)
事業実施主体：農業者団体、民間団体 等〕

3. 高品質果実の省力生産を可能とするための技術・資機材の導入

高品質果樹への転換を図った前向きな取組に努力した農家及び産地の競争力強化を図るため策定・変更した「果樹産地構造改革計画」に記載された取組等に対して資機材導入費用を定額助成します。

導入資機材の例：摘果ノギス、電動剪定機、剪定枝粉碎装置、溶液受粉用動噴機 等

〔果樹産地高度化緊急支援対策事業(既造成資金活用)
品目転換農家 5千円/10a×625ha
産地計画の策定済産地協議会
1千円/10a×183,692ha
=1,868百万円(助成枠)
補助率：定額
事業実施主体：農業者団体 等〕

[担当課：生産局生産流通振興課(03-6744-2113(直))]

植物工場の普及・拡大
－植物工場普及・拡大総合対策（新規）－

【9,625百万円】

対策のポイント

植物工場の普及・拡大に向けた取組を強力に支援します。

（植物工場をめぐる情勢）

- ・植物工場は、季節や天候に左右されない安定供給が可能、場所を選ばない、作業の平準化により周年雇用が可能といった利点・可能性を有しています。
- ・その一方で、施設の設置・運営コストが莫大、経済生産が可能な品目が少ない、植物工場の管理・経営等を担う人材の不足等、普及・拡大に向けた課題もあります。

政策目標

- ①植物工場における野菜の生産コストを3割縮減
- ②植物工場の設置数を100箇所増

<内容>

1. 民間企業等の競争展示・研修による植物工場関連技術の実証・普及等の取組を支援

大学等を対象として、植物工場のコスト縮減や生産性向上に向けて、民間企業等がコンペ方式での技術実証・展示や人材育成のための研修を行う拠点を整備します。

モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業 3,654百万円
補助率：定額
事業実施主体：大学等

2. 農業者団体等による植物工場の導入を支援

主に農業者団体を対象として植物工場の導入支援を行うため、整備事業、地区推進事業により支援します。

植物工場普及拡大支援事業 3,376百万円
補助率：1/2等
事業実施主体：農業者団体等

3. 民間企業等による植物工場のリース導入を支援

主に民間企業を対象として植物工場の導入支援を行うため、リース事業、地区推進事業により支援します。

植物工場リース支援事業 2,596百万円
補助率：1/2等
事業実施主体：民間企業等

[担当課：生産流通振興課（03-6744-2113（直））]

知的財産業務の体制強化

【1,000百万円】

対策のポイント

農業分野において知的財産の創造を促進し、適切に保護しつつ活用を図る体制を強化することによって、強い農業づくりを実現します。

我が国の優良な品種が品種保護制度が未整備な東アジア各国等に持ち出され権利侵害が発生しています。また、我が国から持ち出された種苗で生産された農産物が我が国が輸出する農産物と競合し、輸出の妨げとなっており、解決に向けた対策が求められています。

このため、水際での輸入差し止めにも有効なDNA品種識別技術の開発・実用化の促進や東アジア各国等に対する品種保護制度の整備・充実に向けた取組みを行い、知的財産の保護・活用による強い農業づくりを実現します。

政策目標

- 我が国の優良な品種が品種保護制度が未整備な東アジア各国等に持ち出され、権利侵害される事態を防止
- 東アジア各国等における品種保護制度の整備・充実を助長

<内容>

- (1) 登録品種のDNA、標本、種子・種菌の保管や種苗検査を行う施設を整備する。((独)種苗管理センター本所(茨城県つくば市))
- (2) 東アジア各国等に対する品種保護制度の整備・充実に向けた研修生受入れのための施設等を整備する。((独)種苗管理センター西日本農場(岡山県笠岡市))

【(独)種苗管理センター施設整備 1,000百万円】

[担当課：生産局知的財産課(03-6744-2119(直))]

畜産自給力強化緊急支援事業（新規）

【15,000百万円】

対策のポイント

畜産経営における生産性や飼料自給率向上等に必要な機械のリース方式による導入等を支援します。

（我が国畜産をめぐる課題）

配合飼料価格の高騰や景気低迷による畜産物価格の低下等の下、畜産経営における生産性や飼料自給率向上等による安全・安心な国産畜産物の安定供給が課題となっています。

政策目標

畜産経営における生産性や飼料自給率向上等による安全・安心な国産畜産物の安定供給

<内容>

畜産経営に対し、

- ①生産性や飼料自給率の向上に資する機械
- ②生乳・鶏卵の衛生管理の向上に必要な機械
- ③飼料生産受託組織等の経営の高度化に必要な機械
- ④養豚・酪農の排水対策に必要な機械

のリース方式による導入について支援（補助率：1／3、③については、1／2）等を行います。

【定 額】

【交付先 （独）農畜産業振興機構】

【事業実施主体 （独）農畜産業振興機構による公募】

【事業実施期間 平成21年度】

担当課

- ①及び④：生産局畜産部畜産企画課（03-3501-3881）
②：生産局畜産部牛乳乳製品課（03-3502-5988）
食肉鶏卵課（03-3502-5990）
③：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399）

畜産経営維持緊急支援資金融通事業（新規）

【9,940百万円】

対策のポイント

償還が困難な負債の借り換えを行う新たな低利（当初2年は無利子）・長期資金を措置（融資枠500億円）します。

畜産経営は投資額が大きく、また、日々の運転資金が必要ですが、景気低迷の影響を受けた畜産物価格の低下等により、負債の償還が困難となる状況が生じています。

政策目標

長期・低利の資金への借り換えによる畜産経営の維持と安定

<内容>

21年度から22年度の2年間において、償還が困難な負債の一括借換を行う新たな資金を融通します。貸付後2年間については無利子とします。

また、資金の円滑な融資が行われるよう都道府県農業信用基金協会に対して支援を行います。

	大家畜	養豚
融資枠	450億円	50億円
償還期間	25年以内	15年以内
うち据置期間	5年以内	
貸付利率	1.70%以内（当初2年間は無利子）	

（利率は平成21年4月20日現在）

[担当課：生産局畜産部畜産企画課（03-3501-1083（直））]

優良繁殖雌牛更新促進事業（新規）

【7,900百万円】

対策のポイント

遺伝的資質の優れた肉用牛繁殖雌牛の導入を支援することにより、繁殖雌牛の更新を促進し、肉用牛の資質向上を図ります。

（現 状）

肉用牛繁殖経営においては、生産コストの上昇や牛肉需給の緩和を背景として経営環境が悪化しており、繁殖雌牛の更新が停滞している。また、肥育農家の収益性の低下から、低資質の雌牛等から生産される資質の低い子牛の価格が低下しており、繁殖雌牛の更新がさらに進まないという悪循環が見られる。

政策目標

肉用牛の資質向上を通じた、肉用牛生産基盤の強化を目指す

<内容>

繁殖雌牛更新計画に基づき、低能力の繁殖雌牛をとう汰した肉用牛繁殖農家に対して優良繁殖雌牛の貸付等を行う農協等に対し、優良繁殖雌牛の導入費用の一部を助成し（1頭当たり最大20万円）、優良繁殖雌牛への更新を支援します。

・事業の仕組み

- ① 農協等が、高能力な雌子牛を購入し、繁殖農家へ5年間以上貸付。
- ② 繁殖農家は、当該雌牛の貸付を受けるに当たり、
 - ・低能力な繁殖雌牛のとう汰
 - ・貸付を受けた雌牛の5年間以上の飼養等を行うことが必要。

優良繁殖雌牛への更新促進事業 7,900百万円
補助率：1/3以内（上限額：20万円/頭）
事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課（03-3501-3776（直））]

飼料稲フル活用緊急対策事業（新規）

【1, 300百万円】

対策のポイント

飼料用米の生産ほ場で家畜に給与する稲わらを収集すること等、「飼料稲フル活用」を中心とした粗飼料生産を推進し、我が国畜産経営の安定化に必要な国産飼料の増産を図ります。

平成21年2月に中国上海で口蹄疫が発生する等、輸入稲わらを巡る状況は予断を許さない状況が続いており、国産稲わらの確保が喫緊の課題となっています。

また、家畜の嗜好性が良く栄養価も高い稲WCS等水田を使用した良質な粗飼料について、今後、より一層の生産・利活用を推進していくことが重要です。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

飼料用米の生産を行うほ場における飼料用稲わらの収集や、稲全体を飼料として活用する稲WCS生産等、飼料稲フル活用を中心とした水田における粗飼料生産を緊急に推進します。

このため、稲わらや稲WCS等の水田粗飼料について、低コスト生産を行いつつ、平成20年度と比べて取組を拡大した場合、当該取組面積に応じた支援を行います。

【補助率：定額（13千円/10a）】

〔取組内容〕

- ア 稲発酵粗飼料の生産
- イ 飼料用米生産ほ場の稲わらの飼料利用
- ウ その他の粗飼料の生産

※ 耕畜連携水田活用対策事業、水田等有効活用促進交付金の要件を満たすことが必要です。

※ 20年度既作付分については、耕畜連携水田活用対策事業で同水準が助成されます。

2. 事業実施主体

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））〕

飼料用米農薬安全確保事業（新規）

【651百万円】

対策のポイント

飼料用米を”もみ”のまま給与する効率的な方法を推進するため、適正な農薬使用を可能とする基準づくりのための試験実施を支援します。

（飼料用米の生産）

飼料用米については、平成21年度から食料自給力・自給率向上のための戦略作物として、生産拡大を推進することとしていますが、その効率的な利用のため、鶏を中心に粳米のまま給与する方法が期待されております。

一方で、粳米を飼料用として給与することについては、農薬の残留についての知見がないため、現在は食の安全・安心に万全を期す観点から、稲の出穂期以降の農薬散布は控える措置が指導されております。

このような中で、粳米利用を安心して拡大するため、粳米及び粳米を給与した畜産物中の農薬の残留についての試験を行い、病虫害防除に必要な農薬の適正使用を可能とし、飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図ります。

政策目標

水田等の有効活用による飼料自給率の向上と畜産物の安全性確保

<内容>

1. 事業内容

（1）作物残留試験

現在、稲に病虫害防除のために使用されている農薬について使用基準に基づく使用をした場合のもみがらを含めた飼料用米（粳米）の農薬残留試験を実施します。

【補助率：定額】

（2）畜産物の残留試験

使用基準に基づいて農薬を使用した場合について粳米利用の畜産物の農薬残留を評価するための試験を実施します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]

馬産地再活性化緊急対策事業（新規）

【5,000百万円】

対策のポイント

馬生産の高度化等に必要な施設・機械のリース、長期低利の借換資金の融通、市場上場馬の情報提供等流通活性化の取組を支援します。

- ・ 不況を背景に軽種馬の取引価格が低落し、馬生産農家の経営が悪化しています。
- ・ 馬関連産業が地域の基幹産業となっている馬産地においては、地域経済の悪化に直面しています。
- ・ 馬産地の再活性化のため、地域の生産者をはじめとする関係者が一体となった取組を緊急支援することが急務になっています。

政策目標

不況で打撃を受けている馬産地の活性化

<内容>

- ① 馬生産の高度化（分業化・共同化など）、複合化等に必要な施設・機械のリース方式による導入を支援（補助率1／3）
- ② 償還困難な負債の借換えのための長期低利資金を融通（融資枠50億円）
- ③ 馬の流通活性化の取組を支援
例：市場上場馬のレントゲン検査、ノド内視鏡検査への助成

[対象者]

馬の生産者、生産者団体等

[担当課：生産局畜産部競馬監督課（03-3502-5995(直)）]

食の安全・安心確保交付金における家畜衛生の推進（新規）
（安定的な畜産経営を支える家畜疾病の診断機能強化）

【102百万円】

対策のポイント

安定的な畜産経営を支える観点から、畜産経営に甚大な被害を及ぼす家畜の伝染性疾病の診断機能を強化し、事前対応型の防疫体制を構築するため、家畜保健衛生所の必要な機器整備への支援を行います。

（家畜保健衛生所について）

家畜保健衛生所は、都道府県における家畜防疫の実施機関として、全国に172ヶ所設置されており、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病について農家に対する衛生指導や定期検査等を行っています。

政策目標

各都道府県における迅速かつ的確な検査体制の確立。

<内容>

高病原性鳥インフルエンザ等のウイルス関連の家畜伝染性疾病に対する検査の効率化を図ると共に、家畜保健衛生所の病性鑑定機能を強化し、家畜保健衛生所における病性鑑定処理能力の向上を図ります。

[対象メニュー]

(1) ウイルス分離関連機器

高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス関連の家畜の伝染性疾病に対する検査の効率化を図るための転卵機能付孵卵器やインキュベーター等

(2) 高度バイオセキュリティ関連機器

病性鑑定の実施に伴い、検査実施者への病原体の暴露（バイオハザード）を防止するとともに、病原体の野外への散逸を防止するための安全キャビネット等

<事業実施主体>

都道府県

[担当課：消費・安全局 動物衛生課 03-3502-8292（直通）]

「農」の雇用事業

【3, 869百万円】

対策のポイント

意欲を有する農内外の多様な人材に対して、農業法人等における農業技術・経営ノウハウを習得するための実践的な研修の実施規模を拡充(2,000人追加)するとともに、新規就業者の定着促進に向けた支援(住宅手当等：月額上限3万3千円)を行います。

これにより、意欲ある若者等の農業法人等の就業を促進します。

(現状)

- ・ 新規就農者のうち農業法人等に雇用されて就農する者が増加しています。また、そのうちの6割が青年(39歳以下)となっています。

【雇用就農者数】

平成18年：6,510人(うち39歳以下3,730人)

平成19年：7,290人(うち39歳以下4,140人)

- ・ 雇用就農者の主な就業先となる農業生産法人は年々増加してきています。

【農業生産法人数】

平成18年：8,412 → 平成19年：9,466 → 平成20年：10,519

政策目標

【新規雇用就農者数(39歳以下)】

年間7千人程度(平成21年度)

<内容>

雇用就農の一層の促進を図るため、平成20年度第二次補正予算での実践研修(OJT研修)の実施分(1,000人規模)に加え、新たに2,000人規模を追加実施するとともに、新規就業者の定着を促進するための経費を追加助成します。

1 農業法人就業実践研修支援事業

- ① 現下の厳しい雇用情勢に対応するため、実践研修の実施規模を拡大します。
(追加実施数2,000人、最長12ヶ月、上限月97千円)
- ② 研修を実施する農業法人等の指導者に対して、指導能力の向上を図るための研修を実施します。

2 農業法人雇用定着促進支援事業(新規)

雇用した新規就業者の農業法人等への定着を促進するため、実践研修の対象となる新規就業者の雇用環境整備に要する経費(住居費等)、資格取得費、定住外国人の語学研修費の一部を支援します(最長12ヶ月、上限33千円)。

3 農業法人就業相談活動事業

農業法人等への就業を希望する者と農業法人とのマッチングを行うための法人就業相談会を開催します。

【補助率：定額】

【事業実施期間：平成21年度】

(※平成21年度までに研修を開始した場合が対象となります)

[担当課：経営局 人材育成課(03-3502-6469(直))]

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業
～『田舎で働き隊!』事業～

【625百万円】

対策のポイント

農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、都市と農村地域をつなぎ、農村地域における都市部人材の活用等に取り組む仲介機関に対して支援を行います。

- ・ 農村地域においては、高等教育機関や安定した就業の場が少ないこと等により、人口が都市部へと流出し、活性化を担う人材が不足しているという構造的問題を抱えています。
- ・ 一方、都市部においては農村地域に関心を持つ者も多く、20年度第二号補正予算において実施した短期の研修においても、事前に想定した800人を大きく上回る参加があり、さらに研修生に対する一部仲介機関のアンケートを見ても、約4割の研修生が「新規就農」「農業関連ビジネスで起業」などへの希望を持つ事が明らかになりました。
- ・ このことから、都市住民の農山漁村定住への高い意欲を実現できるように、時機を逃さずに追加支援するため、21年度当初予算において行う助成に加え、経済危機対策においては研修旅費についても支援(1/2上限)を追加し、より有効な対策としました。

政策目標

農村地域の活性化を担う人材を確保・育成するためのモデル的な仕組みの構築

<内容>

1. 農村地域と人材のマッチング

人材育成のための仲介機関を支援することにより、同機関において、農村地域の抱える課題について現状分析を行い、必要な人材ニーズを集約します。

また、併せて同機関により、農村地域での活躍を希望する人材を都市部を中心として募集し、人材の適性や技能を分析した上で、農村地域で活動するに当たって必要な知識等に関する基礎的な研修及び農村地域と人材のマッチングを行います。

2. 農村地域への人材派遣

仲介機関のなかだちにより、農村地域が都市部等の人材を研修生として受け入れ、地域資源を活用した事業等に従事させる実地研修に対する手当(1/2以内;国費上限7万円)、旅費(1/2以内;国費上限7.5万円)等への支援を通じて、人材の育成と地域資源活用事業の創出・発展を一体的に図ります。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 民間団体(公募)
2. 補助率 定額、1/2以内
3. 事業実施期間 平成20年度～平成25年度
(拡充部分(研修生にかかる旅費)については経済危機対策関連のみ)

[担当課:農村振興局都市農村交流課(03-3502-5948(直))]

農地有効利用支援整備事業

【20,000百万円】

対策のポイント

営農体系の変更・定着に向けて必要となる農地の排水条件の改良や用排水施設の変更又は施設管理の省力化のための対策など簡易な基盤整備等について支援します。

さらに、平成21年度の経済対策によるものにより、耕作放棄地の発生を未然に防ぐという観点から、農業水利施設等の更新整備や補修を行うこともできます。

世界の食料需給の中長期的なひっ迫見込みや主食用米の消費の減少傾向を背景に、食料供給力の強化に向けた取組が重要となっています。これらの取組を進めるにあたっては、地域全体における営農体系の変更を伴うことが多くなります。その際、部分的な施設の構造や排水不良などの生産基盤の面での課題により地域全体での取組が阻害される場合があります。したがって、これらの課題を解決するとともに、耕作放棄地の発生を未然に防ぎ農地の有効利用に資するきめ細やかな整備が必要となります。

政策目標

農地の有効利用による食料供給力の強化

農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

<内容>

以下の内容について支援を行います。なお、平成21年度の経済対策によるものにより、農業水利施設の老朽化等により営農の継続性が確保できない状況にある場合、同様の整備を実施できるものとします。

- 1 地域が目指す営農体系への変更及びその定着に必要な農地や農業水利施設等の簡易な整備
- 2 施設管理の省力化を図るための整備
- 3 上記1、2の取組を推進するための現地指導等

<事業実施主体等>

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 事業実施主体 | 1、2は市町村、土地改良区等
3は都道府県土地改良事業団体連合会 |
| 2 補助率 | 1、2は1/2等、3は定額 |
| 3 事業実施期間 | 平成21年度～平成23年度 |

[担当課：農村振興局水資源課（03-6744-1363（直））]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【6,000百万円】

対策のポイント

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援します。特に雇用創出に効果の高い取組及び、耕作放棄地の解消を図る取組を優先的に支援します。

農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、近年、国民の価値観が多様化する中で定住や二地域間居住への関心も高まってきている状況にあります。

一方で、農山漁村地域は、定住のための生活環境施設の整備面での立ち遅れ等に加え、農林漁業従事者の高齢化や担い手の不足による耕作放棄地の増加が深刻な影響を及ぼしているとともに、今般の景気後退による雇用情勢の悪化の影響が、都市部とともに農山漁村地域においても強く表れてきています。

政策目標

- ・ 農山漁村地域における雇用の拡大による地域の活性化
- ・ 耕作放棄地の解消による農山漁村地域の生産・生活基盤の強化

<内容>

雇用創出と耕作放棄地の解消に効果の高い以下のメニューについて、重点的に取り組む地域を優先的に支援します。

- ① きめ細かな生産基盤及び施設の整備
新規就業者技術習得管理施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、生産機械施設、基盤整備等
- ② 雇用の創出を促進する定住環境等の整備
情報通信基盤施設、農山漁村定住促進施設等
- ③ 地域間交流の拠点となる施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設等
- ④ その他農林水産省令で定める事業
地域資源活用起業支援施設、地域資源循環活用施設、農地等補完保全整備等
- ⑤ ①から④の事業と一体となって雇用創出の効果を増大させるために必要な事業又は事務
(農山漁村活性化施設整備附帯事業)

<交付先等>

1. 交付先 都道府県、市町村
2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農林漁業者等の組織する団体等
3. 交付率 定額（定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、2/3（沖縄県1/2、2/3、8/10）（奄美6/10、5.2/10））

[担当課：農村振興局農村整備官（03-3501-0814（直））]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

～再生可能エネルギー供給施設整備の創設～

【855百万円】

対策のポイント

農山漁村地域の実態を把握し、太陽光、農業用水やバイオガス等の自然エネルギーを有効活用する施設整備を推進します。

(我が国の温室効果ガス排出状況と農林水産省地球温暖化対策総合戦略の着実な実施)

平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年(平成2年)を約6.2%上回っており、6%の削減約束の達成は非常に厳しい状況です。

農林水産省では平成19年に、農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定し、今後これらの施策の着実な推進を図ることとしています。

政策目標

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減

<内容>

農業農村活性化のために整備された施設等に再生可能なエネルギーを供給する施設の新設及び更新を支援する。ただし、整備する施設が温室効果ガスの削減方策を示した地域計画に位置づけられるとともに、施設を整備することに伴う温室効果ガスの削減目標が設定されていること。

<事業実施主体等>

1. 実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、公益法人、PFI事業者、NPO、その他計画主体が指定した者
2. 補助率：定額(1/2)
ただし、以下の要件に該当する地域は以下の補助率
振興山村地域・過疎地域・半島地域・特定農山村地域・特別豪雪地帯 定額(5.5/10)
離島地域・奄美・沖縄 定額(2/3)

[担当課：農村振興局整備部農村整備官(03-3501-3748(直))]]

農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業（新規）

～再生可能エネルギーの導入を推進～

【380百万円】

対策のポイント

農山漁村地域の実態を把握し、太陽光、農業用水やバイオガス等の自然エネルギーを有効活用する施設整備を推進します。

（我が国の温室効果ガス排出状況と農林水産省地球温暖化対策総合戦略の着実な実施）

平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年（平成2年）を約6.2%上回っており、6%の削減約束の達成は非常に厳しい状況です。

農林水産省では平成19年に、農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定し、今後これらの施策の着実な推進を図ることとしています。

政策目標

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減

<内容>

1. 個別地区支援事業

再生可能エネルギーを農業農村活性化に資する施設等に供給する施設整備に係る次の調査や設計、協議や手続をモデル的に支援する。

- (1) 概略設計 導入可能性等の調査設計
- (2) 基本設計 詳細な工事費積算等のための調査設計
- (3) 協議・手続 河川法や電気事業法等の協議・手続

2. 全国支援事業

個別地区支援事業において行ったモデル成果をとりまとめるとともに、個別地区支援事業に係る支援を行う。

<事業実施主体等>

1. 個別地区支援事業

- (1) 実施主体：再生可能エネルギーを供給する施設を整備する事業主体（都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農業者等の組織する団体等）

- (2) 補助率：(1) 及び (3) 定額、(2) 1/2

2. 全国支援事業

- (1) 実施主体：民間団体
- (2) 補助率：定額

[担当課：農村振興局整備部農村整備官（03-3501-3748（直））]

戦略的産地振興支援事業

【1, 500百万円】

対策のポイント

大規模産地の創出が期待される地区を対象に、営農、流通等の実証をモデル的に行う「経営実証圃」の設置を支援します。

(戦略的産地振興支援事業とは)

基盤整備を契機とした産地の発展を目指す地区などに対して、①産地の高度化のための支援、②産地育成のための基礎的な支援、③実需者と連携するための支援を行う事業制度です。

政策目標

経営実証圃を核とした仕組みの構築による新たな産地創出や新規就農の推進

<拡充内容>

1. 戦略的産地振興支援事業

国営事業地区等において推進区域を設定し、以下の取組を実施。

(1) 産地化のための支援

- ①産地構想の作成（導入作物の選定、ゾーニング計画の作成）
- ②販路確保のための取組（流通計画、実需者とのマッチング、加工計画）
- ③専任アドバイザーの雇用（営農専門家等）

(2) 経営実証の実施（実施地区10地区程度）

①経営実証圃の設置

1 経営体規模以上の大きさをもつ実証圃とし、かんがい等の効果の実証に加え、流通、販売面の実証も行い、農業経営として成り立ちうるかどうかを検証。

- ②経営実証の実施（作業員の雇用、作業員への営農指導、実施期間3カ年）
- ③その他必要な活動の実施

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体：都道府県土地改良事業団体連合会

2. 補助率：定額

[担当課：農村振興局水資源課（03-3502-6246（直））]

グリーン・ツーリズム促進等緊急雇用対策（新規）

～ 免許皆伝！グリーン・ツーリズム道場 ～

【400百万円】

対策のポイント

グリーン・ツーリズムや子ども農山漁村交流プロジェクトの受入等に意欲を持っている地域を対象に、先進地域における交流事業のノウハウの習得及び受入体制の整備等を直接支援します。

（グリーン・ツーリズムとは）

- ・ 緑豊かな農山漁村を舞台に、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、農林漁家の所得の確保や就業機会の創出を図り、地域活性化に資する取組のことで。

（子ども農山漁村交流プロジェクトとは）

- ・ 総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携して、将来的に、全国の小学生が農山漁村を訪れ、1週間程度の宿泊体験活動を行うことを目的とした取組のことで。

政策目標

- ① 都市と農山漁村の交流事業による新たな雇用創出
- ② グリーン・ツーリズムや都市と農山漁村の共生・対流、農商工連携等を基盤としたアグリビジネスの展開
- ③ 新鮮で安全な農産物の供給や体験・交流の場の提供を求める都市住民の期待に対応

<内容>

1. グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業（新規）（ソフト支援） 300百万円

グリーン・ツーリズムの推進や子ども農山漁村交流プロジェクトの受入等による交流事業の展開に意欲を有しているものの、受入ノウハウの蓄積が乏しく、地域リーダーがいない等の地域を対象に、廃校や空き家等を活用した交流活動の早期着手を図るため、受入体制の早急な整備のほか、交流事業の中核を担う人材を先進地に派遣、実践トレーニングによる受入ノウハウの習得等を通じて、交流施設等の運営スタッフ及び地域コーディネーター、体験インストラクター、地域ガイドなどの雇用の創出を支援します。

2. 広域連携共生・対流等整備交付金（ハード支援） 100百万円

グリーン・ツーリズムや都市と農山漁村の共生・対流、農商工連携等を基盤としたアグリビジネスの展開に必要な街中をはじめとする農林水産物直売施設（インショップを含む）や農林水産物食材供給施設、都市農村交流促進施設等の整備を支援します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 民間団体
2. 補助率 定額
3. 事業実施期間 1の事業は平成21年度、2の事業は平成19年度～23年度

[担当課：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030（直））]